

様式第五十二（第五十七条第二項関係）（日本産業規格A列4番）

判定業務規程変更届出書

令和 6年 2月 17日

近畿地方整備局長 殿

大阪市中央区難波2丁目3番11号  
株式会社 総合確認検査機構  
代表取締役 勝浦 敦男

判定業務規程を変更したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第53条第1項後段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

別紙、建築物省エネ法判定業務規程の通り。

2. 変更の理由

第3条：判定の業務を行う時間及び休日の変更のため。